

令和6年度鳥取県人材育成型専門家活用支援補助金募集要領

第1 趣旨

鳥取県人材育成型専門家活用支援補助金交付要綱（令和6年4月1日付第20240000510号商工労働部長通知。）に基づき、今後成長が見込まれる自動車、医療機器、航空機等のものづくり分野、又はICT分野（以下「成長分野」という。）の事業展開（業態転換や事業の多角化を含む。）を推進する事業者が、鳥取県の補助金を活用して、専門家の助言・指導により当該事業展開に必要な人材を育成する取組を募集します。

第2 申請要件

本補助金の対象となる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす事業者です。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に定める中小企業者であること。
- (2) 鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する企業者あること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

第3 事業内容

1 補助対象となる取組

本補助金の対象となる取組は、次に掲げるすべての要件を満たす取組です。

- (1) 成長分野の事業展開に資する取組であること。
- (2) 従業員の技術・技能の向上を目的とした人材育成の取組であること。
- (3) 前号の目的を実現するにあたり、当該技術・技能に関する専門家から助言・指導を受けようとする取組であること。
- (4) 前年度に本事業を利用した企業が、当該事業で活用した専門家から同種の内容について継続して助言・指導を受けようとする取組でないもの。

2 補助金の概要

1 補助対象経費	(1) 専門家謝金：専門家から助言・指導を受けた対価として支払う経費 (2) 専門家旅費：専門家を招へいする際に要する、交通費・宿泊費等の経費
2 補助率	2分の1
3 補助金の限度額	一事業につき25万円 (専門家謝金の指導1回あたりの補助上限額は、1回の指導が5時間未満の場合は2.5万円とし、5時間以上の場合は5万円とします。)
4 補助対象期間	交付決定の日から交付決定を受けた年度の2月末日まで
5 実施回数	一社につき、1テーマで年間最大5回（例：指導1日×5回）
6 募集件数	4社程度（予算の範囲内で交付決定します）

※1 実施回数は、原則として1日を区切りとして1回とします。ただし、県外の専門家を活用する場合には、移動日程を考慮し、初日と翌日をもって1回とすることができます。

※2 補助対象経費の考え方については、別紙のQ&Aをご参照ください。

第4 申請手続き等

1 提出書類

- (1) 交付申請書（鳥取県補助金等交付規則様式第1号）
- (2) 添付書類

事業計画書（要綱様式第1号）、収支予算書（要綱様式第2号）

※正本1部を提出してください。様式等については、商工労働部雇用人材局産業人材課のホームページからダウンロードいただくか、4に記載の問い合わせ先に御連絡ください。

2 申請書類の受理等について

- (1) 要件を満たさない場合、又は申請書若しくは添付書類に不備がある場合は受理できないことがあります。
- (2) 受理した申請書類は、返却しません。

3 受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月30日（火）まで

※ただし、上記期間後に予算に残額がある場合は、予算の範囲内で改めて募集します。

この場合は、4に記載のホームページでお知らせします。

4 提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課（担当 高梨、山本）

電 話 : 0857-26-7224 ファクシミリ : 0857-26-8169

電 子 メール : sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.tottori.lg.jp/283218.htm>

第5 交付決定

- (1) 鳥取県人材育成型専門家活用支援補助金評価要領に基づき、申請内容を評価します。
- (2) 申請多数の場合、人材育成の目的や内容等により順位付けし、上位の申請から採択します。
- (3) (2)の場合、前年度に本事業を利用した事業者からの申請については、同事業を利用していない事業者の申請を優先することとします。
- (4) 補助金の採択、不採択いずれの場合も結果を通知します。
- (5) 評価についての詳細は、第4の4に記載のホームページを御確認ください。

第6 事業実施に当たっての注意事項

- (1) 補助金の交付決定通知書に記載された「交付決定日」前に着手（発注・支払い等）した経費は、補助対象外となります。
- (2) 補助対象経費は、交付決定日から令和7年2月末までの間に行われ、かつ当該年度中に支払いが完了するものに限りです。
- (3) 専門家活用の成果を確認するため、全指導回数のうち過半の回数が終了した時点で、県に進捗状況報告書をご提出ください。
- (4) 指導の最終日又は2月末日のいずれか早い日から数えて20日以内に、事業実施の成果及び支出状況等を実績報告書としてご提出ください。
- (5) 県からの補助金のお支払いは、原則として(4)の実績報告書審査後の精算払です。

(別紙)

補助対象経費に関する Q&A

1 専門家謝金関係

(1) 実施回数について、「原則として1日を区切りとして1回とする。ただし、県外の専門家を活用する場合には、移動日程を考慮し、初日と翌日をもって1回とすることができる。」とあるが、初日の昼から、翌日の夕方まで実施した場合、1回の実施となるか。

⇒ 専門家の了解が得られれば、1回と数えても差し支えありません。

(2) 外部の団体等が企画・実施する集合研修に従業員を参加させたいが、受講料は補助対象となるか。

⇒ 本補助金では対象外です。

2 専門家旅費関係

(1) 「グリーン車、ビジネスクラス等の経費も補助対象となるか。

⇒ グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金については、補助対象外です。

(2) タクシー代は補助対象となるか。

⇒ 原則として、公共交通機関を利用してください。ただし、公共交通機関がない、本数が少ないなど現地へのアクセスや日程等の都合上、やむを得ないと認められる場合は、補助対象とします。

(3) 自家用車によるガソリン代や高速道路利用料金は補助対象となるか。

⇒ ガソリン代については、補助事業者の旅費規程等の定めに従い算出した金額を補助対象とします。旅費規程等の定めがない場合は、鳥取県の「職員の旅費等に関する条例」に準じて算出した額とします。

高速道路利用料金は、合理的と認められる経路にかかる金額については、補助対象とします。

※「職員の旅費等に関する条例」によるガソリン代：インターネット等で計測した発着地間の距離に、1kmあたり25円を乗じて得た額

(4) 宿泊費は補助対象となるか。また、宿泊費の上限金額は定めがあるか。

⇒ 対象です。ただし、申込・支払い等の宿泊に伴う証拠書類が必要です。また、宿泊費の上限は補助事業者の就業規則等の定めによってください。就業規則に定めがない場合は、宿泊費の上限は、鳥取県の「職員の旅費等に関する条例」に準じて合理的に認められる範囲とします。

※「職員の旅費等に関する条例」における県外者の県内宿泊費：8,200円/日

(5) ホテルの食事代は旅費に含めることができるか。

⇒ 飲食に関する経費は補助対象外です。ただし、朝食付きプランで、宿泊代と朝食代が分かれていない場合は対象とする場合がありますのでご相談ください。(夕食代は対象となりません。)

(6) 専門家の元へ従業員を出張させる場合の従業員の旅費は補助対象となるか。

⇒ 本補助金では対象外です。